

<参考訳>

Insurance Accounting Newsletter

現在出口価格 (Current Exit Price) を検討対象から除外

2009年7月第5号

IASB (国際会計基準審議会) は6月18日の審議会で、保険契約の国際会計基準 (保険IFRS) 策定に関して現在出口価格 (Current Exit Price、CEP) モデルの使用を断念しました。その結果、IASBの見解はこの2月にFASB (財務会計基準審議会) が出した見解と整合することになりました。

FASBは6月24日に、リスク・マージンに関する教育セッションを開催し、そこでは国際アクチュアリー会 (International Actuarial Association) の代表によるプレゼンテーションも行なわれました。

6月のIASB審議会の主な成果

CEPモデルを検討対象から除外するとの案件は、「候補3」として知られる現在履行価値 (Current Fulfilment Value、CFV) モデルをこれ以上検討しないとする暫定的決定と表裏一体で票決されたものです。候補3は、3つのビルディング・ブロック手法と残余マージンを使って保険契約を会計処理するモデルで、選択肢に残された2種類のCFVモデルの一つでした。IASBはこのモデルの使用を断念し、最近更新されたIAS第37号に基づいた別の測定モデルと入れ換えることを決定しました。

IAS第37号は、他のIFRSで具体的に取り扱われていない負債 (liabilities) の会計処理を対象としています。

IASBスタッフは、2010年4月を公開草案の公表日とする保険IFRS策定日程を新たに提案しましたが、これは却下され、IASB委員はスタッフに対して、公開草案が確実に2009年12月までに公表されるよう、計画の立て直しを要請しました。

最後にIASBは、対象を限定したフィールド・テスト (targeted field test) を公開草案の公表前に行なうとのスタッフの提案を承認しました。

保険契約測定モデルの候補としての更新されたIAS第37号モデル

IAS第37号については2005年の公開草案の公表以来、修正のための議論が重ねられています。保険契約の会計処理に関するIASBの議論は、二つのプロジェクトの形式上の統合が提案されたことで、IAS第37号の修正に影響を及ぼしてきました。更新されたIAS第37号モデルでは、事業者固有の属性を考慮した3つのビルディング・ブロック方式を使うことが決定され、この統合が可能になりました。IASBスタッフは、純取引価格 (純保険料－注) に合わせて較正された残余マージンの存在など、CFV特性の一部を取り入れることで、IAS第37号モデルを (取引価格を持つ) 保険契約 (の測定) に適合させる意向であると説明しました。

(注) この場合の純保険料は、増分費用である新契約費に相当する額を控除した後の保険料を意味しています。

<参考訳>

以前から、IASBの作業についての評論の多くが、幾つかのプロジェクトに「またがる」問題が複数存在すると指摘していました。IASBが、保険契約(IFRS第4号のフェーズII)と負債(IAS第37号)のプロジェクトで取り扱っている会計処理上の問題のいくつかもその中に含まれます。過去数ヵ月間のIASBでの決定を受けて、スタッフは更新されたIAS第37号モデルとIFRS第4号のフェーズIIで議論されているCFVモデルが相当程度まで収斂したと見ています。そこでスタッフはこの判断に基づき、更新されたIAS第37号モデルと明確に調和している保険契約の測定モデルを、IFRS第4号のフェーズIIの選択肢に加えることを提案しました。これは結果的に、「候補3」と呼ばれた(リスク負担のコストに対応するマージン(リスク・マージン margin for risk)および残余マージン(residual margin)が含まれる)CFV測定モデルが選択肢から除外されることを意味するものでした。審議会は両方の提案を暫定的に了承しました。

最近修正されたIAS第37号が保険契約の測定のために利用されるのであれば、IFRS第4号のフェーズIIIには、「保険者が契約から生じる負債から解放されるために合理的に支払うであろう」金額に基づいて保険契約が測定されるべきであるとの原則が盛り込まれることとなります。活発な市場のない場合のCFVモデルに関連して、修正IAS第37号モデルは、保険者は契約義務を長期間にわたって履行する負担、あるいはその負債を引き受ける第三者に支払うと合理的に予想される金額に基づいて当該(保険負債の)金額を見積もるものとするを明らかにしています。スタッフは、保険には取引価格(保険料)が存在することを(測定モデルに)反映させるために、CFV較正モデル(CFV Calibration approach)(4月に承認)を維持し、契約開始時の利益認識は認められないが、(残余マージン負債(residual margin liability)が算定される場合に)増分費用である既発生の新契約費を補填する部分の保険料についてのみ収益認識を認める意向であると説明しました。

保険会計に関する6月の議論の中で、IASBは保険契約(IFRS第4号)と負債(IAS第37号)の両プロジェクトが共通の測定アプローチの採用について十分に進展したことを認めました。その上でIASBは、概念上の基準の方向性がわずかに異なることを踏まえて、どのようにすれば修正IAS第37号モデルが保険負債に適用できるかについてさらに詳しく説明するよう、スタッフに要請しました。説明は次回7月の審議会で行なわれる見通しです。

例えば、IASB委員は、この原則を適用するのにどのような追加的な適用指針が必要になるのかを知りたいとしています。次回のIASB審議会では、保険会計とIAS第37号の両プロジェクトのスタッフが参加するセッションを開催し、この議論について結論を出すことが提案されました。

委員の一人は、IASBスタッフがリスク・マージン(margin for risk、MfR)の性格に関する作業についても同時に結論を出し、特にマージンが保険者の資本コストに相当するのか、保険者の保険引受リスクに対する対価に相当するのかを決定すべきであると提案しました。スタッフは、調査により、この二つのアプローチが会計上ほぼ同一の結果をもたらすとの結論が出る可能性があるとは指摘しました。

現在出口価格(Current exit price)

委員会は、IAS第37号が適切に修正/補正されることを条件として、CEPモデルを測定モデルの候補から除外することを決定しました。この候補を測定モデルの選択肢から除外することについては、2人を除く全委員が賛成しました。

<参考訳>

これにより、IASBでは、会計上の見積りの信頼性を担保/確認し得る流通市場(secondary market)のない取引については、市場整合性を要求しない会計処理モデルへの支持が過半数に達しました。この決定により、IASBの見解はFASBと整合しました。

結論として、IASBが次回のFASBとの合同審議会で審議する測定モデルは下記の2種類になります。

1. 保険者が残存する履行義務から解放されるために合理的に支払うであろう金額に基づいて保険契約を会計処理するIAS第37号アプローチを採用し、マージンを保険契約者との純取引価格(純保険料)に合わせて較正し測定する(IAS37補正)モデル
2. 2つのビルディング・ブロック(将来キャッシュフローの確率加重された不偏の現在の見積額の現在価値)および(当該2つのビルディング・ブロックを)純取引価格(純保険料)に較正することで算定される複合マージン(composite margin)で構成されるCFV(現在履行価値)モデル

保険プロジェクト日程表

スタッフは、公開草案を2010年4月に公表し、コメント期間を4ヵ月として、2011年7月を最終的な会計基準の公表日とする修正プロジェクト日程表を提示しました。IASB委員は、2011年7月1日に大幅な委員交代があるため(IASB議長であるデビッド・トウィーディ卿を含む7人の委員が引退することになっています)、公開草案が年内に発表されないと、現行委員には十分な議論をする時間がないとの懸念を表明しました。IASBは公開草案を遅くとも2009年12月までに公表するよう要請しました。2009年12月を公表日とする場合のコメント期間は議論されませんでした。関係者の間では、12月が決算期で繁忙期となることを考慮してコメント期間を少なくとも6ヵ月とすることが広く望まれているようです。

IASB委員会はプロジェクト完了に対する強い意欲を示しており、これは非常に望ましく、歓迎すべきことであると私共は考えています。しかし、スタッフのディスカッション・ペーパーでは、IASBとFASBのいずれにおいてもまだ重要な細目に関する議論が残っていることが強調されていました(*Insurance Accounting Newsletter*, 第4号、付表2参照)。将来の委員会で保険会計の審議に十分な時間が割り当てられなければ、委員会の意欲にもかかわらず、残された詳細部分の実務上の取り扱いが審議未了となる可能性が危惧されます。

フィールド・テスト

スタッフは公開草案の公表前に「対象を限定したフィールド・テスト」を行なうことを提案しました。これによって、IASBとFASBは提案が目標を達成しているかどうかを判定し、さらに現行の会計実務がどのように変更されていくのか更に深く理解できるようになるでしょう。スタッフは、15社程度の保険会社(財務諸表作成者)が参加し、フォローアップにはユーザー・グループが関与すると見通しています。スタッフは公開草案の公表前に作業を完了する計画でしたが、IASBが2009年12月までに公開草案を公表することを明確に指示したことから、公表前にすべての作業を終了できない可能性があることを指摘しました。

<参考訳>

次のステップ

IASBの保険ワーキング・グループは6月29-30日の2日間にわたってロンドンで会合を開き、非常に多くのアジェンダを議論しました。この会合に関する私共の解釈については、*Insurance Accounting Newsletter*の特別号で報告する予定です。

7月には、IASBが20日の週にも別の会合を開催することになっており、これに続く7月23-24日にはIASBとFASBがロンドンで合同審議会を開催します。本号執筆時点において、FASBは保険会計について議論する今後の審議会日程を発表していません。

付表:これまでの暫定的決定のまとめ

一致している見解	IASB および FASB	
測定アプローチ	測定アプローチの基本的な特性 <ul style="list-style-type: none"> 市場価格と整合している金融市場変数の見積もりの使用 期待キャッシュフローの明示的な現在の見積もり (current estimates) の使用 貨幣の時間価値の反映 (FASB では未確定) 不確実性に対する明示的なマージンの算入—FASB は不確実性の定義について未決定 	
測定方針	FASB は CFV (現在履行価値) を支持	IASB は CEP (現在出口価値) を除外。更新された IAS 第 37 号モデルと CFV (現在履行価値) のどちらにするかについては未決定
利益の会計処理	会計上の利益は保険契約の当初認識時に認識しない	
マイナスの初日差額	マイナスの初日差額 (negative day one difference) を契約時損失として即時認識	
新契約費の会計処理	発生時に損益計算書に費用として計上	

相違している見解	IASB	FASB
新契約費の定義	契約開始時に、すべての新契約費は費用計上。ただし、契約の獲得に直接関連する増分費用は保険契約測定の当初較正に使用されるものとする。	すべての新契約費は費用計上されるとして未検討
契約時の新契約の収益認識	増分費用である新契約費の範囲で且つ残余マージン負債が存在する場合に認識	認識しない。当初測定は保険契約者から受け取った (新契約費を控除しない) 総保険料に合わせて較正される。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

<参考訳>

FASB でまだ議論されていない IASB の決定	
保険契約者の行動	<ul style="list-style-type: none">更新及び解約オプションから生ずるキャッシュフローは、顧客関連無形資産 (customer intangible asset) ではなく、契約上のキャッシュフローの一部とする。これらのオプションは、参照すべき独立した販売価格 (standalone price) が入手できない場合、「ルック・スルー」基準に基づいて測定する。
契約の境界	保険者が個々の保険契約を無条件に再引受あるいは価格改訂できる権利を得た時に既存契約は終了する。

「周知の未知要因」	
FASB	下記を正式に確認する <ul style="list-style-type: none">IASB がすでに承認している CFV の 4 つの特性。損害保険の支払備金 (non-life claims liabilities) についてマージンや割引のない手法を排除。不確実性/リスクの定義および特定のリスク特性を保険負債の測定に含めるべきではないかどうか。
IASB	CFV アプローチの使用が望ましいことの確認

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。